

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

1 改正理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部改正が行われることになった（売春防止法第3章補導処分（第17条～第33条）及び第4章保護更生（第34条～第40条）の削除）。

これを踏まえ、職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、当該職員が売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を規定している地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「則」という。）第26条の3第2号について、当該売春防止法の根拠条文を削除する必要がある。

2 改正内容

売春防止法の一部改正に伴い、則第26条の3第2号中の職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として規定されている「売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削除する。その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。